

2022年12月22日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 殿

回 答 書

株式会社読売新聞大阪本社

法務部長 神原 康行



貴法人から弊社代表取締役宛てに送付された2022年12月6日付「再申入書」につきまして、以下の通り回答申し上げます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) その通りです。
- (2) その通りです。
- (3) 2019年1月の購読料改定以前から、販売店向けの会議等で弊社から説明するとともに、弊社担当者が販売店を訪問した際などに個別に要望しています。
- (4) 弊社の「お客さまセンター」(購読料改定時の名称は「読者センター」。2022年4月に名称変更)で新聞購読に関するご相談、苦情等を受け付けています。
- (5) 2019年の改定の直後、お客様から解約の要望があり、本社から販売店に要請し、ご要望を踏まえて解約したケースが数件ありました。今後も丁寧かつ適切に対応します。

以上